## お知らせ

ワシントン条約附属書Ⅱ掲載種のアミメニシキヘビの学術名変更について

令和 5年 12月 13日 経済産業省貿易経済協力局 貿易管理部野生動植物貿易審査室

第 19 回ワシントン条約締約国会合(2022 年 11 月)において同条約附属書 II 掲載種であるアミメニシキヘビの学術名が分類学上の変更に伴い、下記のとおり変更されております。

これに伴い、最近、アミメニシキヘビの標本(種の個体、個体の部分若しくは派生物をいいます。)をアメリカに輸出した際、旧学術名を記載した CITES 輸出許可書で輸入通関できない事例がありました。

つきましては、今後、アミメニシキヘビの標本を輸出するため、外国為替及び外国貿易法に基づく輸出承認証及び CITES 輸出許可・再輸出証明書を取得する輸出承認申請手続き等を行う際は、旧学術名ではなく新学術名で申請していただくようお願いいたします。日本に輸入された際の輸出国が発行した CITES 輸出許可書に旧学術名が記載されていた場合も同様に新学術名で申請していただくようお願いいたします。

これは、あくまで学術名の変更であり、条約の規制対象の変更ではないので、アミメニシキヘビは引き続き条約の規制対象になります。

なお、アミメニシキヘビの標本を日本に輸入される際は、輸出国が発行した CITES 輸出許可書に旧学術名が記載されている場合でも、ワシントン条約事務局の Species + において旧学術名はシノニム(学術名の異名)に掲載されていることから、旧学術名であっても輸入することができます。

記

## 1. 和名:アミメニシキヘビ

附属書	旧学術名	新学術名
П	Python reticulatus	Malayopython reticulatus

2. ワシントン条約事務局の Species + のアミメニシキヘビに係る情報 https://speciesplus.net/species#/taxon\_concepts/65759/legal

ご不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。

## 【本件に関するお問い合わせ先】

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部野生動植物貿易審査室 電話 03-3501-1723